

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構  
第三者評価基準等（児童分野）委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「福岡県福祉サービス第三者評価事業実施要綱」に基づき、福岡県  
福祉サービス第三者評価推進機構 第三者評価基準等（児童分野）委員会（以下「基準  
等委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準等委員会の任務)

第2条 基準等委員会は、福岡県社会福祉協議会会长（以下「県社協会長」という。）の諮  
問に応じて次に掲げる事項を審議し、その結果を県社協会長に意見具申する。

- 一 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること

(基準等委員会の構成)

第3条 基準等委員会は、別紙基準等委員会委員選出区分に掲げる者で構成し、県社協会  
長がこれを委嘱する。

- 2 委員は、福岡県福祉サービス第三者評価推進機構 第三者評価機関認証委員会、同  
第三者評価基準等（障がい者分野）委員会、同第三者評価基準等（高齢者等分野）委  
員会の各委員を兼任することができる。

(委員長)

第4条 基準等委員会には、正副委員長を各1名置く。正副委員長の選任は、委員の互選  
とする。

- 2 委員長は基準等委員会を代表し、基準等委員会を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行  
する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議事)

第6条 基準等委員会は、県社協会長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 基準等委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 基準等委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長  
の決するところによる。

(庶務)

第7条 基準等委員会の庶務は、福岡県社会福祉協議会 施設福祉部 評価推進課が行う。

(守秘義務)

第8条 基準等委員会の職務にあたった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(定めなき事項の処理)

第9条 この規程に定めるもののほか、基準等委員会の運営に関する必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月5日に改正し、同日から施行する。

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構  
第三者評価基準等（児童分野）委員会 委員選出区分

| 選出区分  | 役職等                            | 人数  | 備考 |
|-------|--------------------------------|-----|----|
| 学識経験者 | 大学教 授 等                        | 1名  |    |
| 事 業 者 | 保 育 所<br>ファミリー ホーム<br>自立援助 ホーム | 各1名 |    |
| 専 門 家 | 弁 護 士<br>臨 床 心 理 士<br>保 育 士    | 各1名 |    |
| 行 政   | 児 童 相 談 所                      | 1名  |    |